

## 規制影響分析書要旨

規制の名称	「第3号被保険者の不整合記録に係る再発防止策」について	
主管部局・課室	年金局事業管理課(中村博治課長)	
関係部局・課室	年金局年金課(梶尾雅宏課長)	
評価実施時期	平成23年10月	
規制の新設・改廃の内容・目的	<p>第3号被保険者の不整合記録が発生する場合としては、次の2つの場合があります。</p> <p>① 本人の収入が年間130万円以上となった場合等、配偶者の扶養から外れる場合                  ② 配偶者が第2号被保険者でなくなったことに伴い、第3号被保険者でなくなる場合</p> <p>①について、その扶養外れ情報を日本年金機構が把握し、一定期間経過後も本人から第3号被保険者への種別変更の届出がない場合には、当該種別変更の勸奨状を送付する等の対応を行っていますが、配偶者が健康保険組合等に加入している場合には、本人が被扶養配偶者でなくなったことに関する情報を得ることができる仕組みとなっておらず、新たな不整合記録が発生する恐れがあります。</p> <p>また、②については、配偶者が厚生年金に加入している場合には、法令上、厚生労働大臣(日本年金機構)が配偶者の第2号被保険者資格喪失情報を得ることができる仕組みとなっていますが、配偶者が共済組合に加入している場合については、現在は、共済組合からの任意の情報提供により対応しているだけであり、法令上、配偶者の第2号被保険者資格喪失情報を得ることができる仕組みとなっておりません。</p> <p>このため、新たな不整合記録の発生を防止するため、今般の法律改正において、以下のような規制を設けることとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①の場合に関し、配偶者がいずれの医療保険に加入している場合でも本人から被扶養配偶者でなくなったことに関する情報を得ることができるよう、今般の法律改正において、第3号被保険者であった者に対し、その配偶者の被扶養配偶者ではなくなったことについて、事業主・共済組合を経由して、その旨を厚生労働大臣へ届け出ることを義務付けること。</li> <li>・ ②の場合に関し、今般の法律改正において、共済組合等は、厚生労働大臣に対し、その組合員又は加入者たる第2号被保険者でなくなったことに関して必要な情報の提供を行うことを義務付けること。</li> </ul>	
	(根拠条文)	国民年金法(昭和34年法律第141号)第12条の2、第108条の2の2 ※ 上記条項は、今般の改正により新設。
想定される代替案	新たな不整合記録の発生を防止するため、厚生労働大臣(日本年金機構)から、全ての第3号被保険者に対し、毎年、第3号被保険者の資格があるかどうかの届出を義務付けます。	
想定される費用	新設・改廃する規制案	代替案
(遵守費用)	共済組合からの第2号被保険者資格喪失情報の提供については、今般、義務規定とするものですが、現在においても、共済組合からの任意の提供を受けていることから、新たな費用としては発生しません。 配偶者が健康保険組合に加入している第3号被保険者は、医療保険において扶養から外れる場合の届出が必要であり、当該情報を活用した届出事務の負担軽減を図ることとしていることから現状と同等です。	全ての第3号被保険者に、届出に係る費用が発生します。

(行政費用)	第3号被保険者からの届出の受理に係る事務費用が発生します。 ※ 共済組合からの第2号被保険者資格喪失情報の提供については、今般義務規定とするものですが、現在においても、共済組合からの任意の提供を受けていることから、新たな費用としては発生しません。	全ての第3号被保険者からの届出がなされるよう、届出を求める郵送物を送付する費用や、当該届出の送付や受付処理等について事務費が発生します。
(その他の社会的費用)	その他の社会的費用は発生しないと考えられます。	本人からの届出によっており、意図的に第1号被保険者とならない者が生じ、社会的な公平性に悪影響を与える可能性があります。
想定される便益	新設・改廃する規制案	代替案
(国民への便益)	第3号被保険者からの種別変更に係る勧奨が行われ、不整合な年金記録となることを防止するとともに、実態に即した正しい被保険者種別の下での保険料賦課や年金の給付がなされることとなります。	第3号被保険者からの種別変更に係る勧奨が行われ、不整合な年金記録となることを防止するとともに、実態に即した正しい被保険者種別の下での保険料賦課や年金の支給がなされることとなります。 において扶養から外れる場合に届出を行っており、これとは別に毎年一定時期に届出を行うのは、第3号被保険者の事務負担となる面があります。
(社会への便益)	第3号被保険者に係る不整合な年金記録の発生が防止され、実態に即した正しい被保険者種別の下での保険料賦課や年金の支給がなされることにより、被保険者間で公平な保険料賦課や年金の給付がなされることとなります。	第3号被保険者に係る不整合な年金記録の発生が防止され、実態に即した正しい被保険者種別の下での保険料賦課や年金の支給がなされることにより、被保険者間で公平な保険料賦課や年金の給付がなされることとなります。 ただし、本人からの届出によっており、届出をしない者が発生することが考えられます。
分析結果	代替案では、第3号被保険者からの種別変更の届出を確実に行っていただくことにより、実態に即した正しい被保険者種別の下での保険料賦課や年金の支給がなされるという本規制と同様の便益があるが、全ての第3号被保険者約1,020万人に対する届出の義務を課すこととなることから、本規制と比べ、第3号被保険者の届出に係る費用及び厚生労働大臣(日本年金機構)が届出を受理する費用は膨大なものとなること、全ての第3号被保険者に新たな事務負担がかかること、意図的に第1号被保険者とならない者が発生することによるモラルハザードが起きること等から、代替案と比べ、本規制の方が適切であると考えています。	
有識者の見解その他関連事項	社会保障審議会第3号被保険者不整合記録問対策特別部会報告書(平成23年5月20日)において、以下のような意見を得ています。 (8) 新たな不整合期間が生じないようにするための方策について ・ 種別変更の届出が必要となる様々なケースについて適切に届出が行われるよう、制度の周知や啓発を行うとともに、被保険者が自分の年金記録等を確認する仕組みにおいて、不整合の事実により容易に気付くことができるようにするための改善が必要である。 ・ 同時に、届出が必要であると本人が気がつかなかった場合でも、記録が不整合のままとなってしまうようにするための行政の取組みが必要である。現在、第3号被保険者に関する不整合期間があることを把握した場合には種別変更の勧奨状を送付する等の対応を行っているが、一部の不整合期間については把握できる体制となっていないこと等から、今後は、 ① 第3号被保険者が配偶者の扶養から外れた際に当該配偶者が健康保険組合に加入している場合を含め、日本年金機構が必要な情報を入手して種別変更につなげることや、 ② 第3号被保険者であった者に種別変更の勧奨状を送付した際に、宛先不明で返戻される場合でも職権による種別変更を行うことなど、費用対効果にも留意しつつ、新たな不整合期間が生じないようにするための更なる対策を講ずる必要がある。	
一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件	法案の附則において、政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律により改正された国民年金法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしています。	
備考	-	